

「令和 6 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します

～民事上の個別労働紛争において、「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多～

福島労働局（局長 岡田直樹）は、このたび、令和 6 年度の「個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談※ 1」、都道府県労働局長による「助言・指導※ 2」、紛争調整委員会による「あっせん※ 3」の 3 つの方法があります。

「令和 6 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」のポイント

→詳細は別添 1 へ

総合労働相談件数は 1 万 5,681 件で、12 年連続で 1 万 5,000 件超えで高止まり。民事上の個別労働紛争※ 4 の相談件数は 4,651 件。相談内容は「いじめ・嫌がらせ※ 5」が引き続き最多。

1. 総合労働相談件数	15,681 件	（前年度比 -2.3%）
→うち、民事上の個別労働紛争相談件数	4,651 件	（ 同 - 4.6%）
2. 助言・指導申出件数	53 件	（ 同 - 25.3 %）
3. あっせん申請件数	70 件	（ 同 - 19.5 %）

※ 1 総合労働相談：都道府県労働局、各労働基準監督署内に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。なお、平成 28 年度から、都道府県労働局の組織見直しにより、「雇用環境・均等（部）室」が設置され、それまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されている。

- ※2 助言・指導：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭または文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- ※3 あっせん：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- ※4 民事上の個別労働紛争：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。
- ※5 令和4年4月、労働施策総合推進法の全面適用に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメント注）に関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別労働紛争（のいじめ・嫌がらせ）」の相談件数には計上されていない。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には同法に基づき対応している。

注）職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる、以下①～③の要素を全て満たすものをいう。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

〔参考〕令和5年度における同法に関する相談件数等

相談件数	1,212 件
紛争解決の援助申立件数	8 件
調停申請受理件数	5 件

【別添資料】

別添1：個別労働紛争解決制度の枠組み

別添2：令和6年度個別労働紛争解決制度の運用状況

（参考）個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

総合労働相談コーナー

都道府県労働局及び労働基準監督署等に設置 | 県内10か所

令和6年度 総合労働相談件数

1万5,681件

うち、○法制度の問い合わせ (12,167件)

※1

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの (4,232件)

○民事上の個別労働紛争相談件数 (4,651件)

主な相談

※1

- ① いじめ・嫌がらせ… 1,208件
- ② 自己都合退職…………… 985件
- ③ 解雇…………… 572件

情報提供
連携

関係機関

- 都道府県
 - ・労政主管事務所
 - ・労働委員会
- 裁判所
- 法テラス 等

取次ぎ

労働基準監督署
公共職業安定所 等

関係法令に基づく
行政指導等

申出

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

労働局長による助言・指導

○申出件数 (53件)

主な内容

※1

- ① 自己都合退職……………12件
- ② いじめ・嫌がらせ…………9件
- ③ 出向・配置転換……………4件

○処理件数 (54件) ※2

助言・指導の実施 (51件)
取下げ (2件) 打ち切り (1件)

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

紛争調整委員会によるあっせん

○申請件数 (70件)

主な内容

※1

- ① いじめ・嫌がらせ… 27件
- ② 解雇…………… 10件
- ③ 退職勧奨…………… 9件

○処理件数 (73件) ※2

合意の成立 (25件) 打ち切り (44件)
取り下げ (3件) その他 (1件)

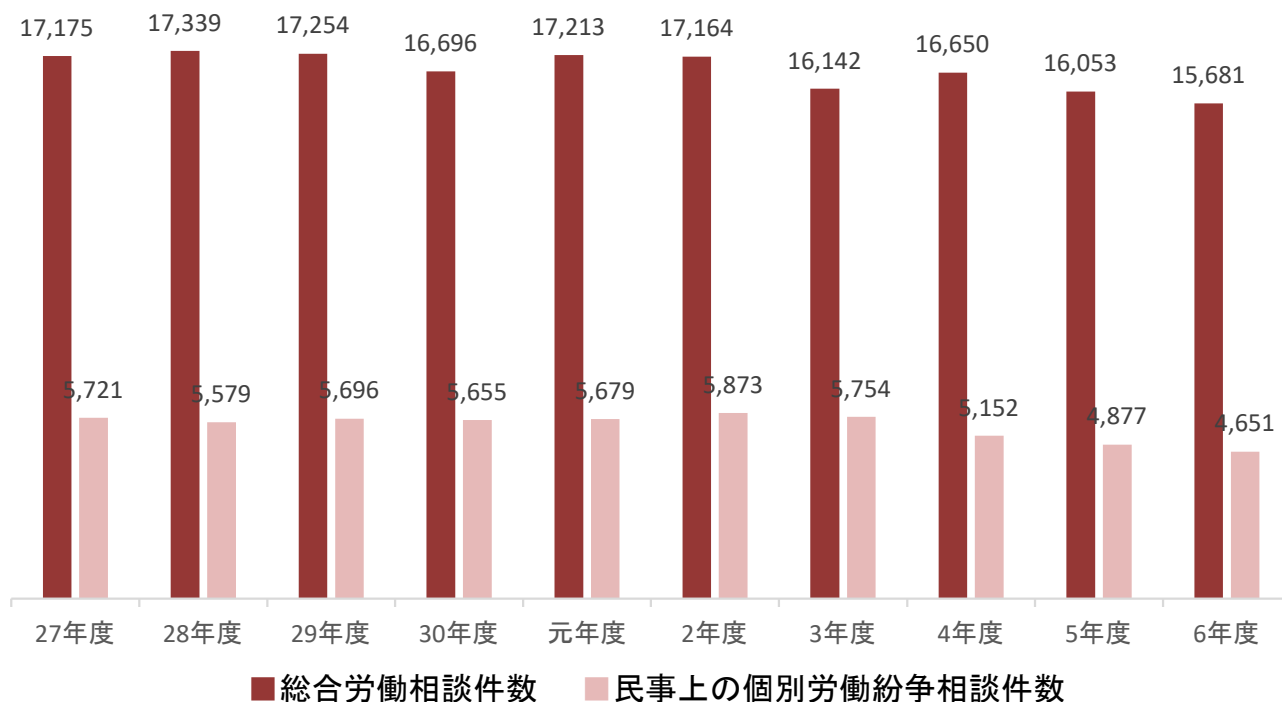
申請

※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

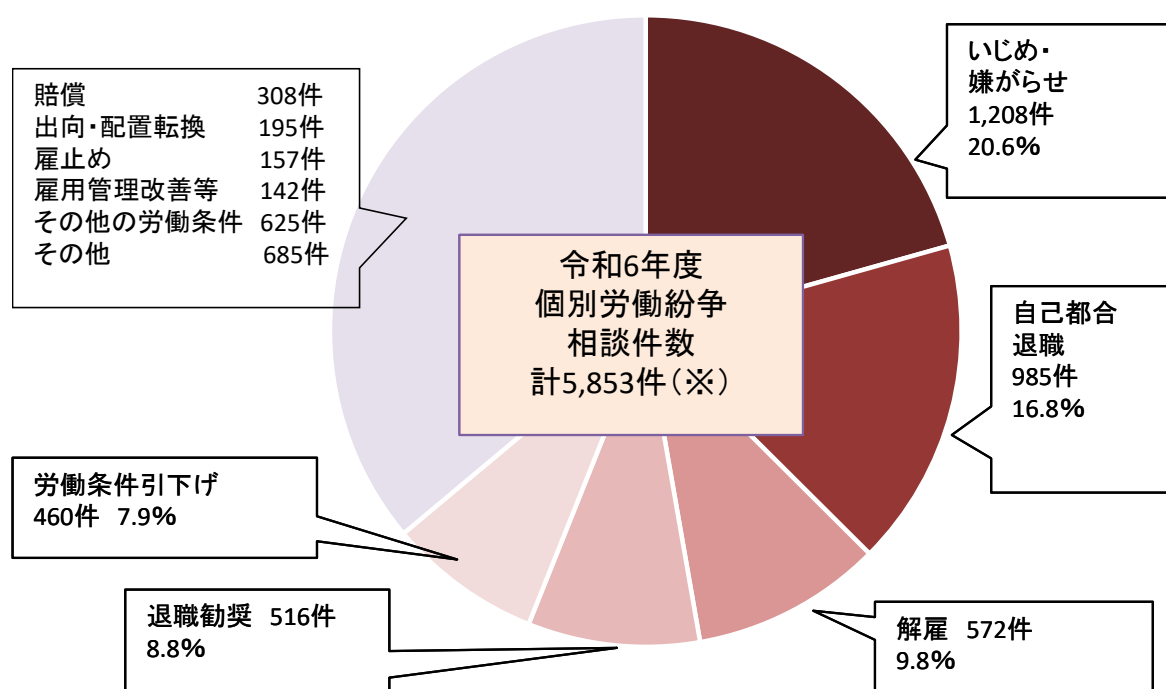
※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移

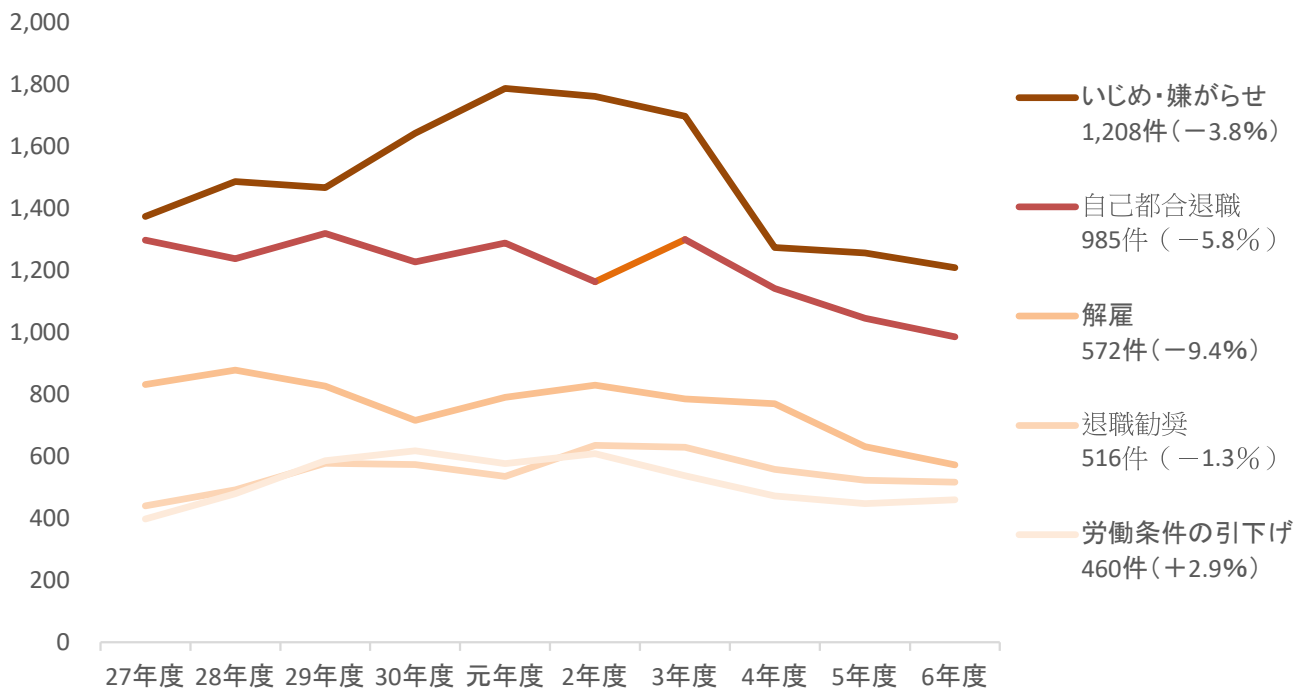


(2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働紛争|主な相談内容件数の推移



※ () 内は対前年度比。

令和4年4月の労働施策総合推進法の全面施行に伴い(これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた)同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て(同法に基づく対応となり)別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。

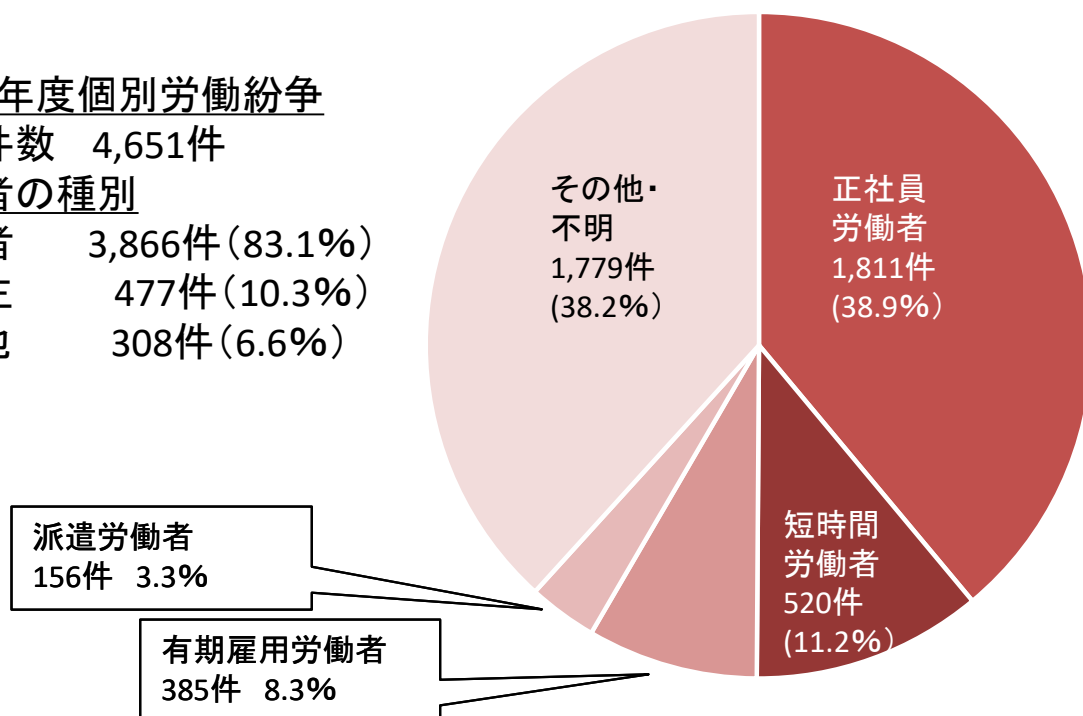
(4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数

令和6年度個別労働紛争

相談件数 4,651件

相談者の種別

労働者	3,866件 (83.1%)
事業主	477件 (10.3%)
その他	308件 (6.6%)



() 内は合計件数に占める割合。四捨五入により単数処理しているため、合計は100%にならないことがある。

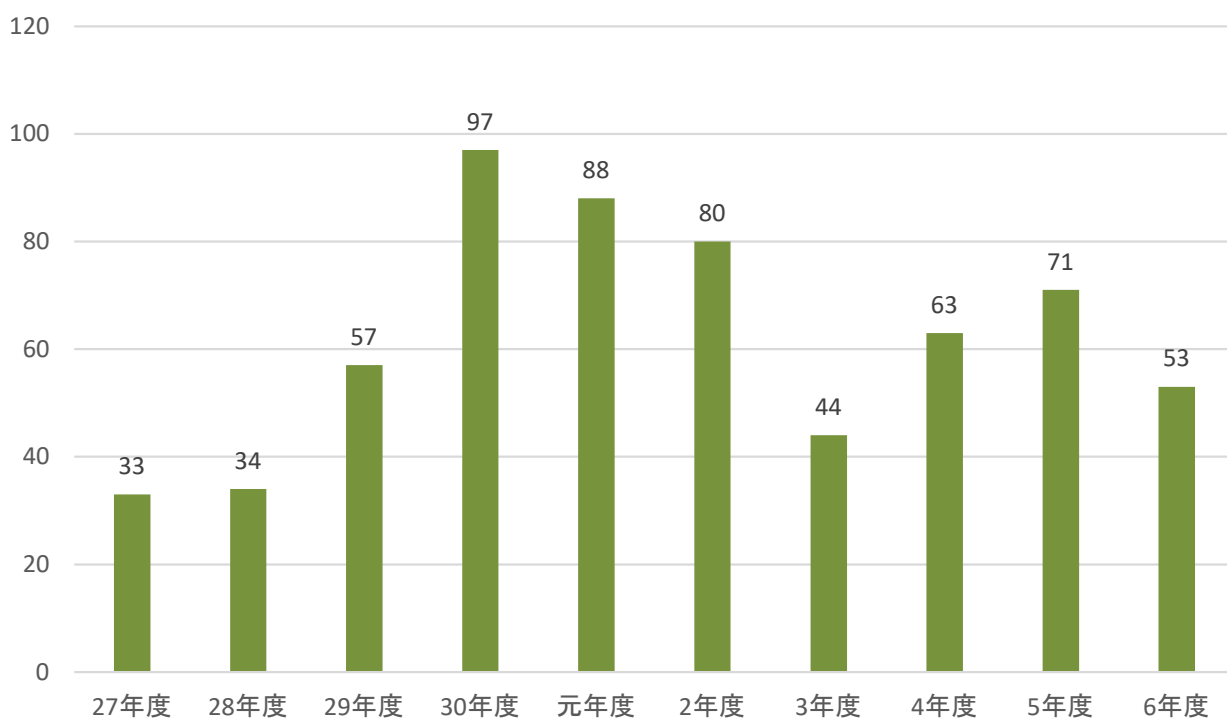
【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
解雇	831	878	826	716	790	829	785	769	631	572
	12.2%	12.4%	11.4%	10.3%	10.9%	11.0%	9.5%	12.7%	10.2%	9.8%
雇止め	184	163	252	142	143	196	237	158	164	157
	2.7%	2.3%	3.5%	2.0%	2.0%	2.6%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%
退職勧奨	440	492	577	573	535	635	629	558	523	516
	6.5%	7.0%	7.9%	8.2%	7.4%	8.4%	7.6%	9.2%	8.5%	8.8%
採用内定 取消	31	44	34	35	34	44	32	21	33	21
	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.5%	0.4%
自己都合 退職	1,297	1,237	1,319	1,227	1,288	1,163	1,299	1,141	1,045	985
	19.0%	17.5%	18.1%	17.6%	17.7%	15.4%	15.7%	18.9%	16.9%	16.8%
出向・ 配置転換	238	197	215	227	216	225	195	191	157	195
	3.5%	2.8%	3.0%	3.3%	3.0%	3.0%	2.3%	3.2%	2.5%	3.3%
労働条件の 引下げ	398	479	586	618	576	608	537	472	447	460
	5.8%	6.8%	8.1%	8.8%	7.9%	8.0%	6.5%	7.8%	7.2%	7.9%
その他の 労働条件	784	635	645	718	771	749	778	617	499	625
	11.5%	9.0%	8.9%	10.3%	10.6%	9.9%	9.4%	10.2%	8.1%	10.7%
いじめ・ 嫌がらせ	1,374	1,486	1,466	1,642	1,786	1,761	1,697	1,273	1,256	1,208
	20.2%	21.0%	20.2%	23.5%	24.5%	23.3%	20.6%	21.1%	20.3%	20.6%
募集・採用	118	91	103	79	75	70	68	34	45	37
	1.7%	1.3%	1.4%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%
賠償	498	453	467	437	385	408	452	417	386	308
	7.3%	6.4%	6.3%	6.3%	5.3%	5.4%	5.4%	6.9%	6.3%	5.3%
その他	616	905	778	570	676	869	1,540	389	990	769
	9.0%	12.8%	10.7%	8.2%	9.3%	11.5%	18.7%	6.4%	16.0%	13.1%
内訳延べ 合計件数	6,809	7,060	7,268	6,984	7,275	7,557	8,249	6,040	6,176	5,853
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

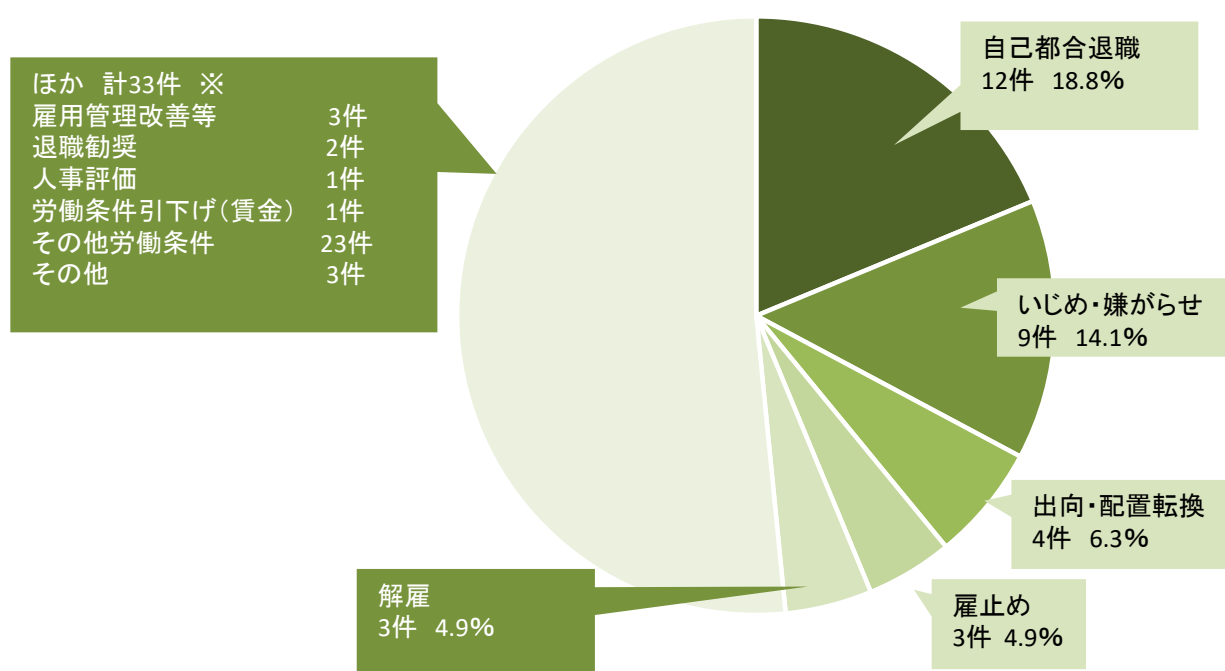
※ 相談内容別ごとに上段が件数,下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。下段の合計値は,四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお,内訳延べ合計件数は,1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には,複数の相談内容を件数として計上したもの。

2 助言・指導

(1) 申出件数の推移

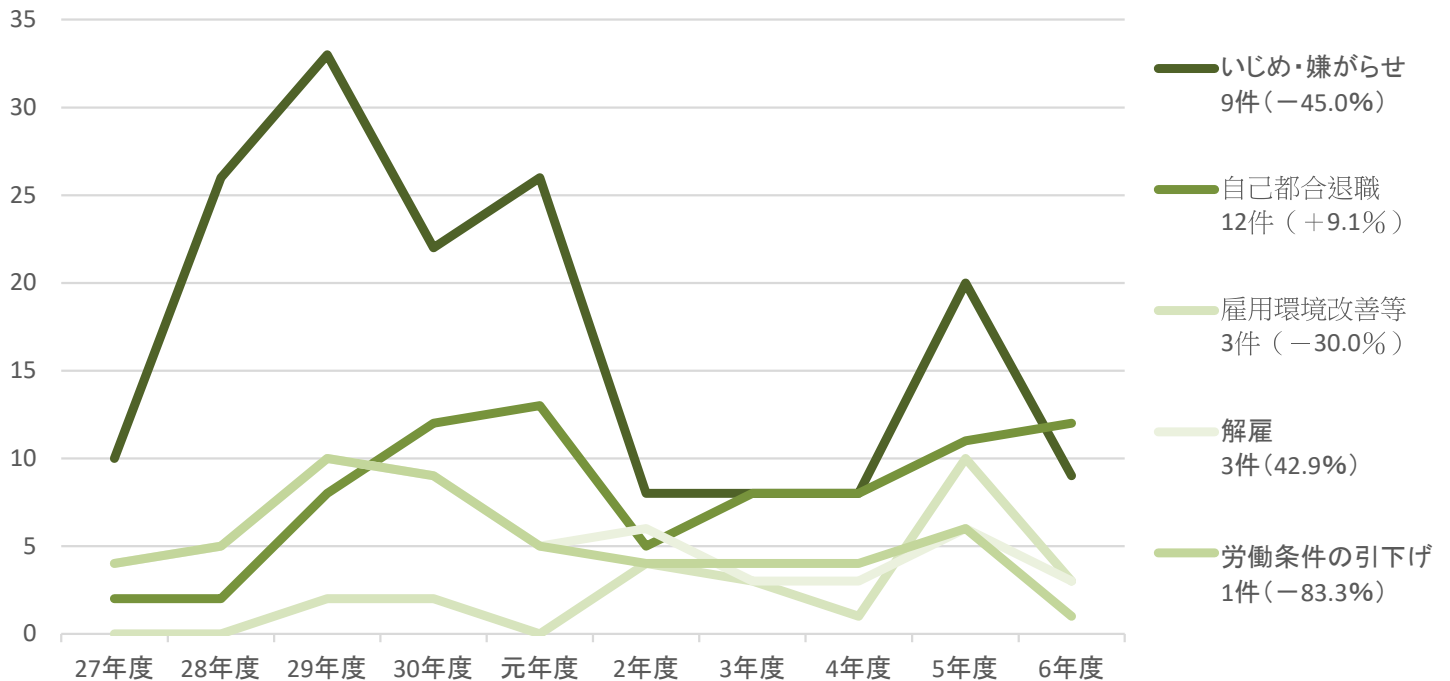


(2) 申出内容別の件数



※ ()内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。
 なお、1件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したものの。

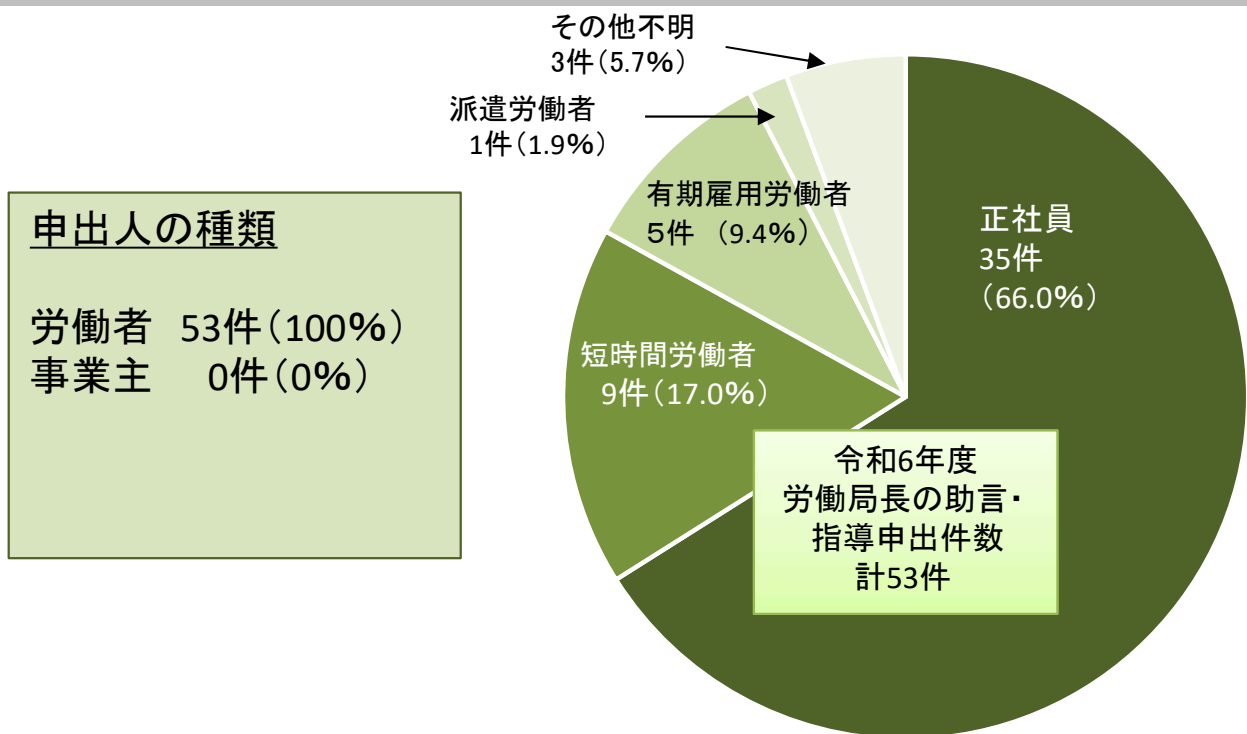
(3) 主な申出内容別の件数推移（10年間）



※ () 内は対前年度比。

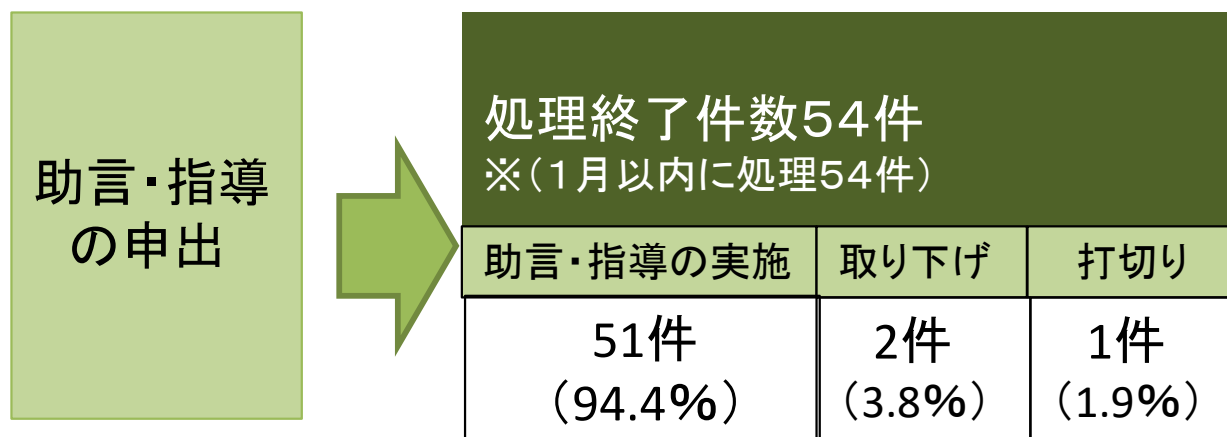
令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、（これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた）同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て（同法に基づく対応となり）別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。

(4) 就労形態別の申出件数



() 内は合計件数に占める割合。四捨五入により単数処理しているため、合計は100%にならないことがある。

(5) 助言・指導の流れ及び処理状況



※処理件数54件は令和5年度の申し出分も含めた終了件数

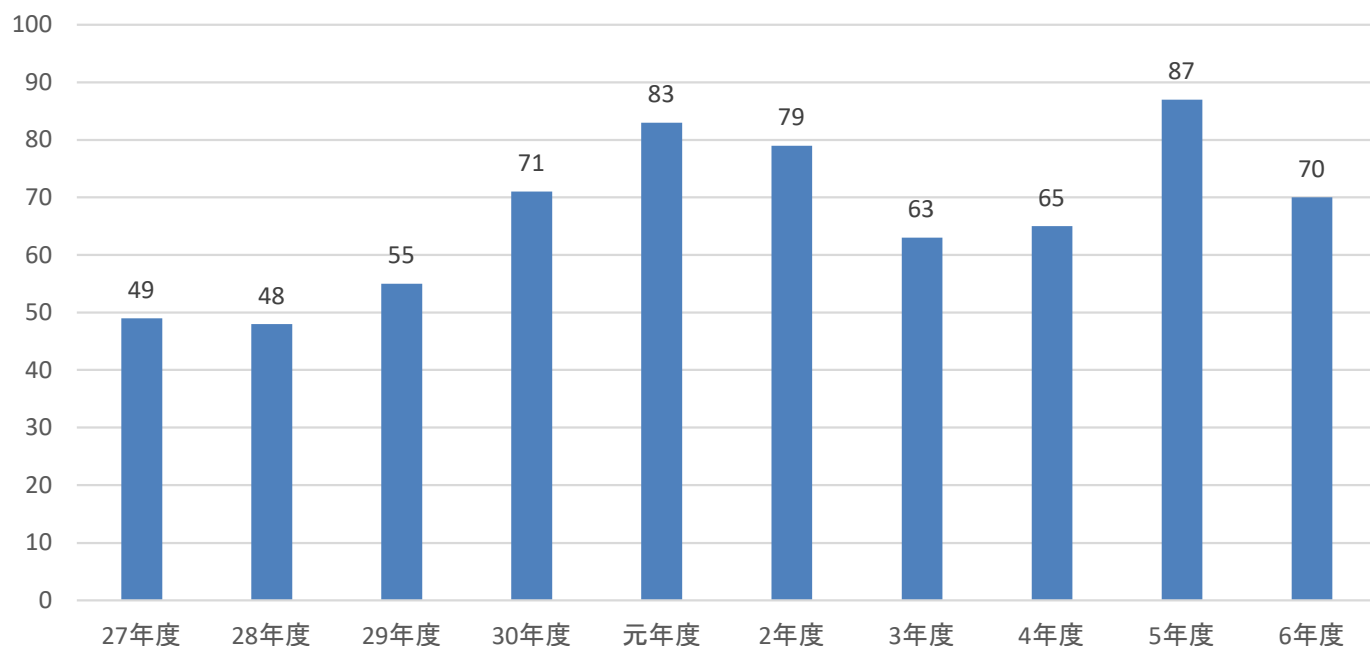
(6) 助言・指導の事例

事例	自己都合退職に関する助言・指導
事案の概要	申出人は、調理補助として期間の定めのない契約で短時間労働者として勤務していたところ、新たな就職先が決まったことから退職を願い出たが、事業主から申出人が希望し設置された機材が業務に活かしきれていないと言われて退職を認めてもらえなかった。 申出人は速やかに退職できるよう、助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容・結果	事業主に対し、退職の申出を行ってから14日を経過することより、退職の効力が生じる旨が民法第627条に規定されていることに加えて、憲法第22条においても職業選択の自由が定められていることを考慮の上、労使間における話し合いの機会創出を依頼した。 助言に基づき、事業主が申出人と話し合いを行った結果、労使間で調整した日に退職できることが決定した。

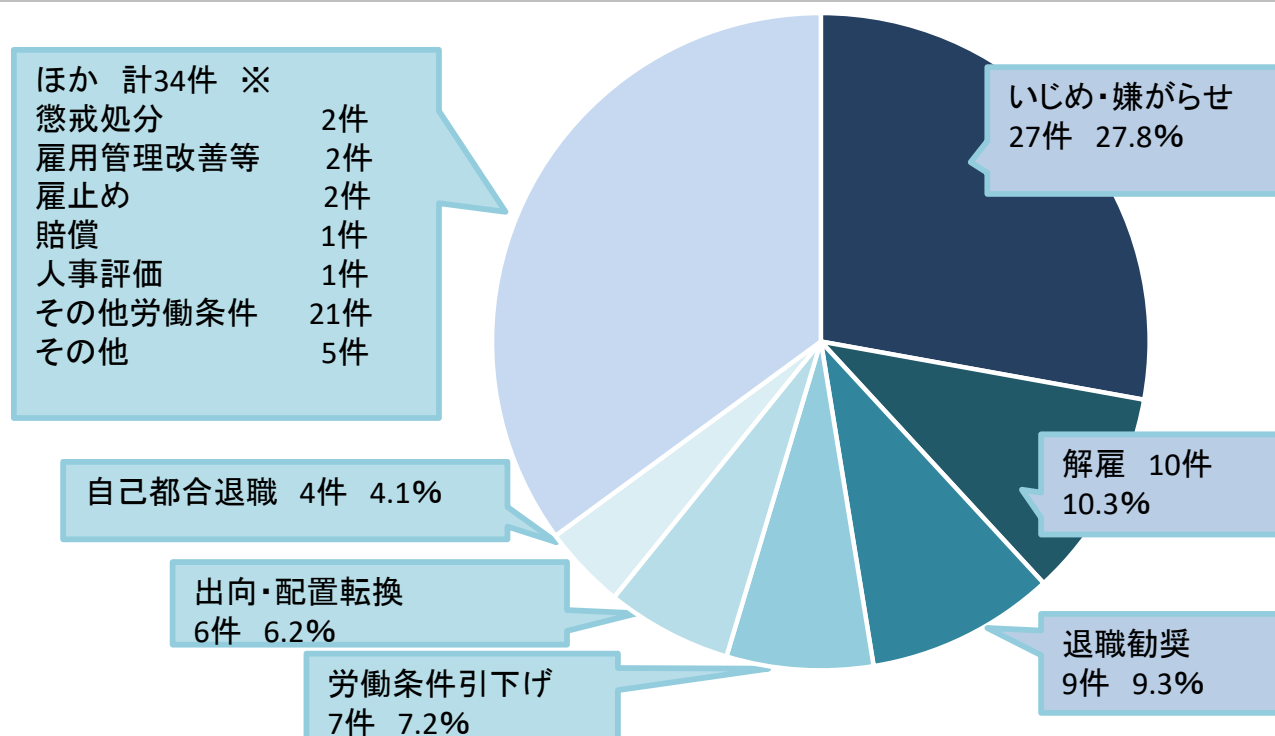
令和6年度 個別労働紛争解決制度の運用状況

3 あっせん

(1) 申請件数の推移

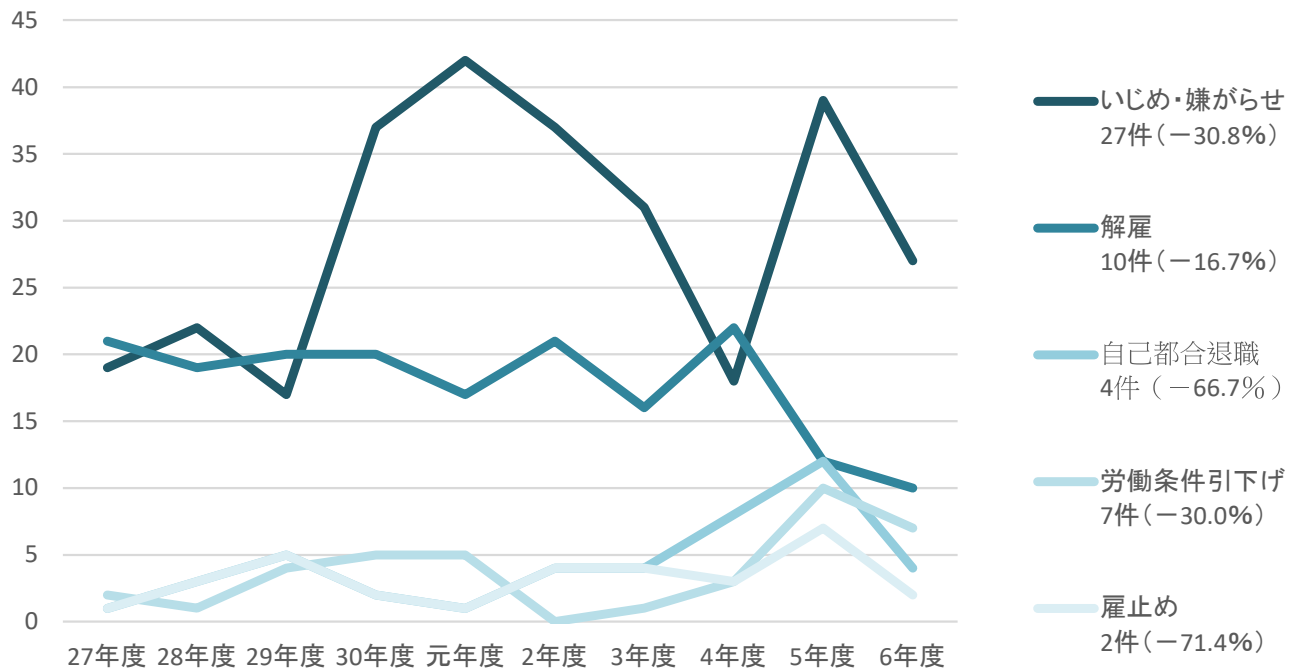


(2) 申請内容別の件数



※ ()内は申請内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申請内容を件数として計上したもの。

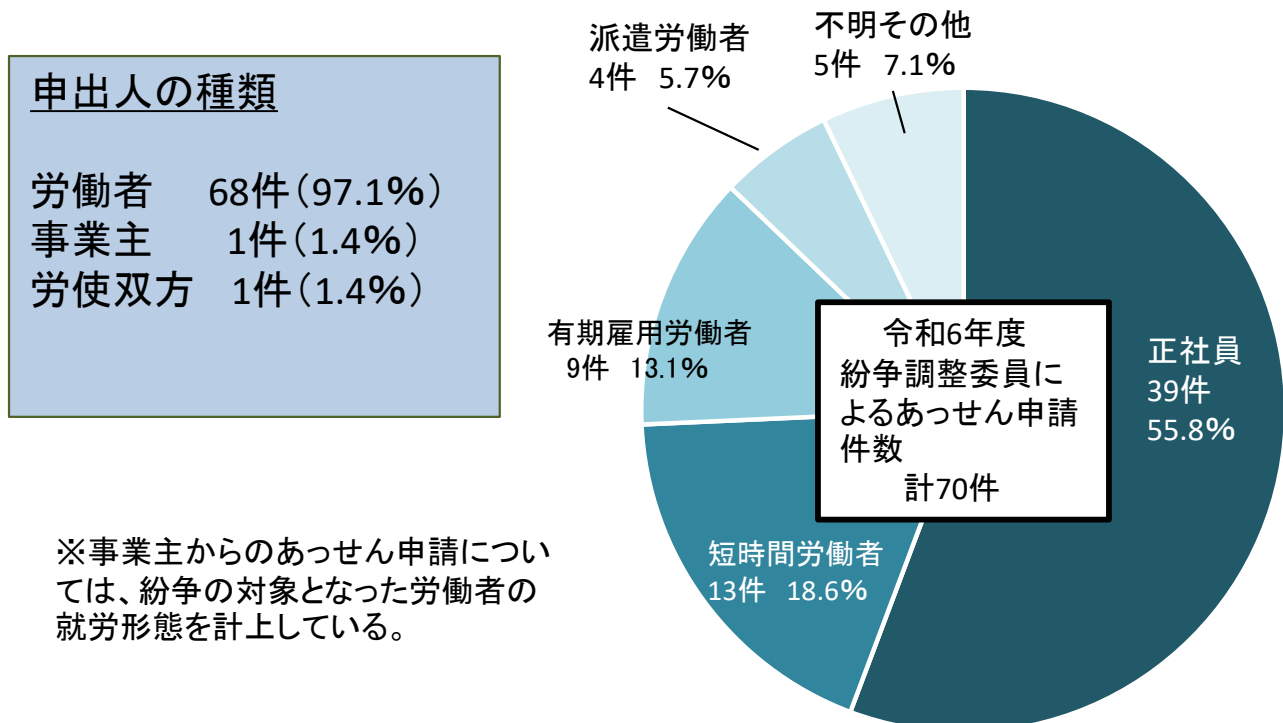
(3) 主な申請内容別の件数推移（10年間）



※ () 内は対前年度比。

令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、（これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた）同法上のパワー・ハラスメントに関する相談は全て（同法に基づく対応となり）別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。

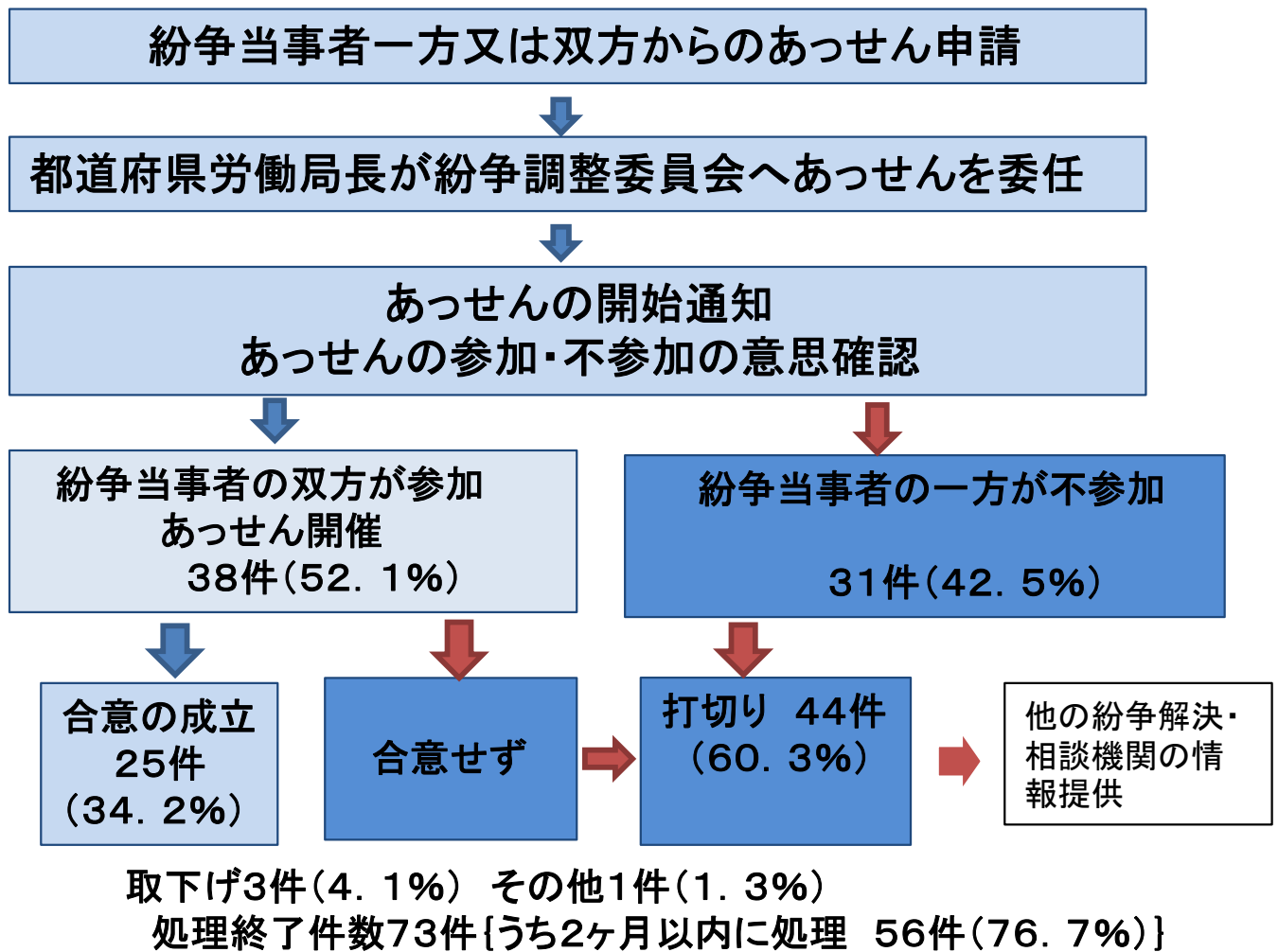
(4) 就労形態別の申出件数



() 内は合計件数に占める割合。四捨五入により単数処理しているため、合計は100%にならないことがある。

(5) あっせん手続きの流れ及び処理状況

※()内は処理終了件数73件に占める比率



(6) あっせんの事例

事例	労働条件に関するあっせん
事案の概要	申請人は、ドライバーの求人募集に月の労働日数が22日とあったため申し採用されたが、就労後に示された出勤日は常時それを下回るものであった。そのため十分な賃金額とはならず、転職せざるを得なかったものであるから、当初の説明どおり勤務したとして発生するはずであった金額の差額である24万6,300円を請求するもの。
あっせんのポイント・結果	あっせん委員が事業主の主張を確認したところ、事業主は求人票には就労日を22日と設定していたことを認めたが、面接の際、それより少なくなる可能性があることを伝えていたと述べた。 あっせん委員から、求人票は当然に記載された労働条件が雇用契約の内容となることを前提に作成されるものであること、求人票記載の労働条件は当事者間において別段の合意をするなど特段の事情のない限り雇用契約書の内容となると判断した裁判例もあることを説明した。 これを受けて、あっせん委員から早期解決のため双方譲歩可能な解決策を調整した結果、解決金として15万円支払うことで合意が成立し、解決した。

総合労働相談コーナーのご案内

受付時間：9:00～16:30

福島総合労働相談コーナー	〒960-8021 福島市霞町1-46 (福島労働基準監督署内)	TEL 024-503-4859
郡山総合労働相談コーナー	〒963-8025 郡山市富久山町久保田愛宕78-1 (郡山労働基準監督署内)	TEL 024-900-9609
いわき総合労働相談コーナー	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 (いわき労働基準監督署内)	TEL 0246-81-0068
会津総合労働相談コーナー	〒965-0803 会津若松市城前2-10 (会津労働基準監督署内)	TEL 0242-26-6495
須賀川総合労働相談コーナー	〒962-0834 須賀川市旭町204-1 (須賀川労働基準監督署内)	TEL 0248-75-3519
白河総合労働相談コーナー	〒961-0074 白河市郭内1-136 (白河労働基準監督署内)	TEL 0248-24-1391
喜多方総合労働相談コーナー	〒966-0896 喜多方市諏訪91 (喜多方労働基準監督署内)	TEL 0241-22-4211
相馬総合労働相談コーナー	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68 (相馬労働基準監督署内)	TEL 0244-36-4175
富岡総合労働相談コーナー	〒979-1112 双葉郡富岡町中央2丁目104 (富岡労働基準監督署内)	TEL 0240-22-3003
福島労働局総合労働相談コーナー	〒960-8513 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階 (福島労働局雇用環境・均等室内)	TEL 024-536-4600 フリーダイヤル(労働者のみ) 0800-8004611

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

（１）紛争の自主的解決（第２条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

（２）都道府県労働局長による情報提供、相談等（第３条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

（３）都道府県労働局長による助言及び指導（第４条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

（４）紛争調整委員会によるあっせん（第５条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

（５）地方公共団体の施策等（第２０条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。